

# 医療現場における 差別問題を考える

茨城県保険医協会副会長 寺澤 秀朗

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」は1985年5月に成立し1986年に施行された「男女雇用機会均等法」のことです。38年が過ぎた現在、皆様の環境は法律の名前の通り改善されているのでしょうか？

現在の日本には「男は仕事、女は家事・育児・買物（男は妻子を養い、女は家庭を守る）」という「性別役割分業」が未だにはびこっているようです。この「性別役割分業」は126年前の1898年（明治31年）、明治政府において民法によりつくられた「家制度」が発端です。一方、平安時代ぐらいには「家」という組織が存在していて「家制度」とは違っていたようです。しかし、この「家」という組織は明治政府のもと民法によってつくられた「家制度」と混同して考えてしまったことが「性別役割分業」の問題につながっているようです。ちなみにこの「家制度」は戦後にGHQにより廃止させられたはずですが、何故か「性別役割分業」という差別だけが残ってしまったようです。

近年では、「ワンオペ」や「母子カプセル」、「マミートラック」などの言葉を聞くことがあります。いずれにしても女性が抱えている「性別役割分業」といわれ

る差別問題を表す言葉であると思います

「本音と建前」ではないけれど、言葉では「妻と同様に夫が家事や育児をするのは当たり前」と言いますが、実際には自身の趣味のために「育児休暇」を取って家事や育児に協力もしない自称「育メン」なる輩も少なくないようです。

日本における父親が子どもと関わる時間に関する調査結果では、子どもが小さくても少ないのに大きくなるとさらに少なくなっているのが現状です。

続いて、医療関係者ではいかがでしょうか？家事・育児・介護にかかわる時間は一般職以上に下回っているのが現状のようです。2014年に行われた男性医師を対象とした調査では、彼らの労働時間は平均で13時間に及ぶとの報告があります。そんな状況で男性医師・歯科医師が家事・育児・介護に協力をするのが身体的に困難であり、現実的にパートナーでもある女性医師・歯科医師への負担が増え続けひと段落した時には、得られるべき医師・歯科医師としてのキャリアまでも失っているのが現状ではないかと思います。一方、耳の痛い話ですが、欧米や日本以外のアジア圏において男性医師の家事・育児・介護にかかわる時間は日本と異なる結果だそうです。

さて、「風が吹けば桶屋が儲かる」といいますが「性別役割分業」「少子高齢化」の問題の解決がなければ人口減となり、国益を失い世界の中で日本の地位は衰退していくでしょう。

今こそ政府が過去のような海外の真似事政策ではなく、しっかりと国民に目を向けた政策を打ち出すべきことに気が付く時期だと思います。それが実を結び、国力・国益が強化されて、一般市民にも還元されるのだと信じたいです。